

## 第2稿へのコメント

2014年8月26日  
1325NAP 市民連絡会

### 全体に共通する問題

#### (1) NGOの関与が落ちている

計画全般において、NGOの関与に関する記述がほとんど削除されているが、序文にも「(本計画は)市民社会の協力によって実現できる」とある通り、行動計画の「実施主体」とは、主務官庁だけでなく、NGOやコントラクター、市民社会の様々な主体を含んでいる。この認識に立って、NGOの関与に関する記述の復活を検討すべきである。

(2) 行動計画がカバーする対象者(受益者)が、脆弱性の高い多様な人々を含む「女性・女兒等」から、たんなる「女性・女兒」に変更されてしまっている部分が多々ある。

「予防」の「意義と狙い」における以下の定義を、全体を通して共通する定義として、「序文」に入れるべきである。また、各章の「大目標」と「意義と狙い」にも、この定義を共通して入れるべきである。

「武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い多様な受益者(特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、LGBTなど。以下「女性・女兒等」という。)」

#### (3) 「ジェンダーに基づく暴力(GBV)」「SEA」等用語の整理

以下の定義を、全体に共通するものとして、「序文」に入れることを提案する。

**GBV** : 本計画にいうジェンダーに基づく暴力(GBV)とは、既存のジェンダーに基づく秩序を維持・強化することを目的として、女性・女兒、男性・男兒、セクシュアルマイノリティに向けられる暴力全般を指し、レイプや性的虐待・対等な契約にもとづかない売春を含む性的搾取などの性暴力、ドメスティック・バイオレンス、FGM/C (Female Genital mutilation/cutting) や幼児婚などの有害な慣習、人身取引等を含む」

**SEA** : 性的搾取・虐待(SEA)とは、性的な目的のために、脆弱性、権力差、信頼といった立場を利用したあらゆる残虐行為(性的な行為や脱衣、裸の強要、強制的な婚姻または妊娠、ポルノまたは売春への関与の強要や物資の見返りとしての性的強要を含む)を指す。

本計画では特に、支援者による被支援者への性的搾取・虐待を指す。

**序文** 別紙参照。

**参画** 別紙参照。

**保護**

タイトルについて：たんなる「暴力」ではなく、ジェンダーにもとづく暴力からの保護であることが明確になるように、「ジェンダーにもとづく暴力からの保護」とするか、あるいは、「保護」のままとする。

その他コメントは別紙参照。

**紛争の予防** 別紙参照。

**モニタリング**

目標 1 にある作業部会及び目標 2 にある評価委員会の設置省が落ち、外務省が事務局となっているが、これらは、どこに設置されるのか？各省庁を超えた内閣府に設置か。確認をしたい。